

①

令和2年6月15日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 88 号議案 令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 5 号）	1
第 95 号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号））	19

第 8 8 号議案

令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度埼玉県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,741,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,028,585,667千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		197,088,975	3,621,879	200,710,854
	1 国庫負担金	111,231,873	629,604	111,861,477
	2 国庫補助金	79,785,181	2,992,275	82,777,456
10 財産収入		10,969,034	308	10,969,342
	1 財産運用収入	6,007,668	308	6,007,976
11 寄附金		157,001	105,000	262,001
	1 寄附金	157,001	105,000	262,001
12 繰入金		91,197,531	1,878,194	93,075,725
	2 基金繰入金	79,491,747	1,878,194	81,369,941
14 諸収入		34,440,636	4,679,800	39,120,436
	7 雑入	11,843,422	4,679,800	16,523,222
15 県債		209,849,000	456,000	210,305,000
	1 県債	209,849,000	456,000	210,305,000
歳入合計		2,017,844,486	10,741,181	2,028,585,667

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		104,826,239	105,250	104,931,489
	1 総務管理費	36,600,442	105,250	36,705,692
3 民生費		388,834,638	234,877	389,069,515
	1 社会福祉費	278,787,240	129,385	278,916,625
	2 児童福祉費	98,550,799	105,492	98,656,291
4 衛生費		81,659,485	3,043,957	84,703,442
	1 公衆衛生費	45,188,283	2,964,957	48,153,240
	4 医薬費	12,183,999	79,000	12,262,999
6 農林水産業費		24,412,237	657,708	25,069,945
	3 畜産業費	1,302,537	657,708	1,960,245
7 商工費		44,625,853	5,705,848	50,331,701
	1 商工業費	44,258,903	5,705,848	49,964,751
10 教育費		491,019,597	993,541	492,013,138
	1 教育総務費	50,840,071	121,791	50,961,862
	4 高等学校費	101,767,287	586,564	102,353,851
	5 特別支援学校費	46,170,205	163,074	46,333,279

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 私立学校費	62,178,970	122,112	62,301,082
歳出	合計	2,017,844,486	10,741,181	2,028,585,667

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
中小企業者制度融資貸付事業利 子補助（令和2年度融資分）	令和3年度から 令和17年度まで	22,632,167	令和3年度から 令和17年度まで	35,389,267

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 立 学 校 情 報 通 信 基 盤 整 備 事 業	456,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和2年6月15日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第95号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月15日提出

埼玉県知事 大野元裕

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

令和2年5月11日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,302,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,017,844,486千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		195,804,366	1,284,609	197,088,975
	2 国庫補助金	78,500,572	1,284,609	79,785,181
12 繰入金		87,180,107	4,017,424	91,197,531
	2 基金繰入金	75,474,323	4,017,424	79,491,747
歳入	合計	2,012,542,453	5,302,033	2,017,844,486

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		39,323,820	5,302,033	44,625,853
	1 商工業費	38,956,870	5,302,033	44,258,903
歳出	合計	2,012,542,453	5,302,033	2,017,844,486